



第38号の内容

- ▼春です！衣替えの季節です！クリーニングを上手に利用しましょう！
- ▼貸出ビデオのご案内／リーフレット「あま〜い誘いにご用心」のご紹介
- ▼スマホの契約で「指定信用情報機関」に登録？

春です！衣替えの季節です！

クリーニングを上手に利用しましょう！



クリーニングに出し、きれいに収納していたはずの洋服。出してみるとシミがしみがついている、穴があいている、変色しているなどの経験はないでしょうか。

クリーニングは消費者の目の前で作業することがないこともあり、トラブルの原因がわかりにくいケースが多くあります。

事例1：クリーニングから戻ってきたら一部分が変色していた

衣類についた汗や清涼飲料水、化粧品やパーマ液など、**付着したときにすぐにしみにならなくても、そのままにしておくと繊維に成分が残ってしまいます。**（汗や飲食物の汚れを放置していると虫害にもあいやすくなります）

繊維に付着した成分の中にはドライクリーニング処理では落ちないものがあり、紫外線や仕上げの際の熱処理などが影響して、落ちなかった成分が返却後に変色を起こすことがあります。



事例2：カバーをかけたまま数か月保管して、次に着ようとしたら全体に黄色く変色していた

変色の原因として、衣料品包装用のポリ袋などに含まれている酸化防止剤と、大気中の窒素酸化物との複合作用が考えられます。

カバーは衣類を持ち運びするためのもので、保管・収納用には適しません。受け取ったら早めにカバーをはずしましょう。



事例3：クリーニング後保管していた礼服を着用しようとしてはじめて自分のものでないことに気付いた

商品を店頭で受け取る時の確認不足が原因のひとつです。

受け取り間違いに気づくまでに時間が経つと、衣料品を探してもらうのが困難になります。特に色や形が似ている背広や礼服、クリーニングに出す時期が集中する制服などの間違いに気をつけましょう。



◆クリーニング店に出す前に◆

- ポケットの中を確認する
- シミや汚れ、ほつれ、破れ、傷を確認する
- 特殊なボタンや装飾は取り外す（なくしたら入手の難しいボタンなど）

トラブルにあわないため
に気をつけるポイント！

◆店頭で注意すること◆

- シミや汚れがいつ頃ついたのか、気になるところを詳しく伝える
- 上下のそろったスーツはセットで出す
- ベルトや付属品が付いている時は一緒に出す
- 預かり証は必ず受け取り、大切に保管する



◆受け取る時◆

- 受け取りは早めに、預けた商品がそろっているか確認する
- シミや汚れはとれているか、傷はないか、付属品はそろっているか確認する
- 商品が預かり証の商品と一致しているか、確認する

◆持ち帰った時◆

- ビニール袋は取り外し、陰干しして、臭いや湿気を飛ばす

☆クリーニング事故賠償基準について☆

「LDマーク」や「Sマーク」のある店では、預かった衣料品に損傷を与えたり紛失した場合、クリーニング事故賠償基準をもとに対処します。

ただし衣料品を預けてから1年、受け取ってから6か月の範囲内となります。この期限を経過すると補償を求められなくなるので、気になることがあればできるだけ早く店舗に連絡しましょう。



LDマーク

全国クリーニング生活衛生同業
組合連合会の加盟店に掲示され
るマーク



Sマーク

厚生労働大臣が認可した「標準営
業約款」に基づいて営業している
店に掲示されるマーク

☆☆クリーニング店選びのポイント☆☆

受付時に十分なコミュニケーションがあり、説明がきちんとできる店舗を選びましょう。

- 対応が良く、気軽に話せる
- 専門知識がある
- クリーニング内容の説明がある
- 預かり証の発行がある
- 衣料品の状態（シミ、ほつれ、虫食いなど）を双方で確認している
- カウンター周りや店舗の奥などが、整理整頓されている
- 価格が明示されている
- SマークやLDマークがよく見える場所に掲示されている など

消費者トラブルの情報を消費生活センターを通して集約することで、
今後の被害防止に役立てることが出来ます。

次のトラブルを予防するためにぜひ情報提供をお願いします！



貸出ビデオのご案内



消費生活センターでは、消費者問題啓発を目的として消費生活に関するビデオやDVDの貸出を行っていますので、地域での学習会や集い、学校での授業にご活用ください。

対象者や目的に合わせてオススメのビデオをご紹介しますので、お気軽にご相談ください。**貸出のお問い合わせは、消費生活センター(事務) 0749-27-2234 までどうぞ。**

◆◇新着 & おすすめDVDのご案内◆◇

* 高めよう! 「見守り力」(消費者庁作成、見守り支援者向け、DVD40分、字幕あり)

高齢者や障害者の消費者被害の未然防止や早期発見のためには、地域全体で見守り、支援することが求められています。このDVDでは多様な人物(事業者、近所の人、民生委員、ヘルパー、ケアマネージャー等)が登場し、各々の役割分担が示されています。

* 消費者トラブル惨英傑? (名古屋市作成、若者向け、DVD20分、字幕あり)

若者を狙う悪質商法(インターネット通販、ワンクリック請求、悪質なマルチ商法)の事例とその対応策を「名古屋おもてなし武将隊」が解説します。

* 若者たちを狙う悪質商法 SNSを悪用した出会いにご用心

(東京都作成、若者向け、DVD24分、字幕あり)

SNSでの出会いを悪用したトラブル事例をもとに、被害にあわないための心構えなどが学べます。アポイントメントセールス、デート商法、架空請求、マルチまがい商法の4つの事例を紹介。

* 悪質業者の視点 (内閣府作成、高齢者向け、DVD24分)

貸出ベスト1

“だます側”の視点を盛り込み、悪質業者の手口をリアルな再現ドラマで紹介。

DVDの内容に対応したリーフレットもありますので、学習会にピッタリの内容です。

☆ビデオはこのほかにも各種そろえていますので、どうぞご活用ください。

☆貸出ビデオのリストは滋賀県消費生活センターのホームページの「各種講座 啓発資料」
- 「啓発資料・貸出物品」(<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/>)に掲載しています。



リーフレット「あま〜い誘いにご用心!」のご紹介

近畿二府四県の共同作成。若者に多いトラブルの手口を対処法、クーリング・オフ制度の説明、消費生活相談窓口の案内を掲載。イラストが多く読みやすい内容となっています。

(仕様: A3版2つ折りの4ページ、センターのHPにも掲載しています)

主に若者向けに作成していますが、どなたでも活用いただけます。配布を希望される方は滋賀県消費生活センター(事務) 0749-27-2234 までご連絡ください。

スマホの契約で「指定信用情報機関に登録」？



【相談事例】新社会人になるのを機にスマートフォンを分割払いで買ったところ、契約書に「お客様の個人信用情報を『指定信用情報機関』に登録することになります」と書かれている。これはどういう意味か。
(20歳代女性)

ひとこと助言

- 商品を分割で購入する契約を、一般に「クレジット契約」をいいます。
- **携帯電話を分割で購入する場合もクレジット契約に該当**し、携帯電話会社がクレジット会社を兼ねているため**「指定信用情報機関」に登録することが義務づけ**られています。
- 従って、**携帯電話端末の代金の支払いが滞ると、「指定信用情報機関」に記録**されます。
- **3か月以上支払いが滞った場合は、全ての支払いを終えた後でも5年間は「滞納した」という情報が登録**されてしまい、この情報は他のクレジット会社にも利用されるため、**将来クレジットカードが作れなくなったり、ローンが組めなくなる恐れがあります。**
- **クレジット契約は、1回の支払いの負担を減らせるため利用者にとって便利な反面、使いすぎると支払能力を超えてしまう恐れがあります。**
- これを防ぐため、割賦販売法ではクレジット会社に対して、あらかじめ契約申込者の支払い能力を審査するために、「指定信用情報機関」に登録されている個人の契約債務残高や延滞の有無などのクレジット情報を調査し、契約の可否の決定をすることや、契約後の月々の支払状況に関する情報を登録することを義務づけています。
- 携帯電話会社が提供するサービスには、端末代金を分割にし、その支払期間の通信料金を割り引いて端末購入費用を「実質0円」としているものもあり、**端末代金を分割払いしているという意識が希薄**になってしまい、通信料のみの滞納だと思っていたら、端末代金の支払いが滞っていたというケースが急増しています。
- 信用情報を傷つけないようくれぐれもご注意ください。



◆◇困ったときは、まず消費生活相談窓口へご相談ください◆◇

滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

平日・土日 午前9時15分から午後4時まで 祝日、年末年始は除く



「くらしのかわら版」第38号（平成27年3発行）

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)



次号は、平成27年5月上旬に発行予定です。